

令和5年度

池小学校いじめ防止基本方針



「共に歩む～大室山登山遠足」

平成26年4月策定
令和5年3月改定

伊東市立池小学校

1 はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。また、10月11日に国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、静岡県では「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定いたしました。このような動きを受け、本校でも『池小学校いじめ防止基本方針』を策定する運びとなりました。

本基本方針は、池小学校のすべての子どもが、自分のよさを発揮し、他から認められることにより、自分の力が伸びたことを実感でき、さらに意欲や自信が高まる姿を願い、『志をもち豊かに関わり合い しなやかに生きる子』を学校教育目標に掲げ、いじめ問題を根絶することを目的に策定しました。このことにより、本校におけるいじめ防止対策が家庭や地域・関係機関との連携を深めながら、いじめのない学校づくりの実現に向けて一層前進することを期するものです。

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義	3
2 いじめの理解	3
3 基本的な考え方	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見・早期対応	5
(3) 関係機関等との連携	6

第2 いじめの防止等のための具体策

1 基本方針の策定	6
2 校内組織の設置	6
3 いじめの防止等のための対策	7
(1) いじめの未然防止	7
(2) いじめの早期発見・早期対応	8
(3) 令和4年度 いじめ防止対策の年間計画(案)	10

第3 重大事態への対処

1 重大事態のケース	11
2 重大事態についての調査	11
3 情報の提供	11
4 報道への対応	11
<別表> 「いじめ対応マニュアル」	12

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」という思いは、子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の共通する願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

なお、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立ち、じっくり話を聞くなどして「心身の苦痛」を確認する必要があります。さらに、「2 いじめの理解」で述べるとおり、いじめには様々な表れがあるため、子どもによっては苦痛を表現できなかったり、いじめに本人自身が気づいていなかったりすることも考えられます。そのような場合、その子や周りの状況等から、いじめに当たるかどうかを判断することも必要になります。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめをした経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。さらに、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要だと考えられます。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもが育ちます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要です。

（１）いじめの未然防止

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周

りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

（２）いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

① 早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

② 早期対応 ―いじめられている子どもの立場に立って組織的に―

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

第2 いじめの防止等のための具体策

1 基本方針の策定

下記の基本方針並びに具体策は、池小学校のすべての子どもが、自分のよさを発揮し、他から認められることにより、自分の力が伸びたことを実感でき、さらに意欲や自信が高まる『志をもち 豊かに関わり合い しなやかに生きる子（学校教育目標）』を目指し、いじめ問題を根絶することを目的に策定しました。

学習指導、道德教育、特別活動、人権教育、キャリア教育等の充実を図りつつ、池小学校のあらゆる教育活動を通して「いじめは決して許されるものではないこと」を教育し、いじめの防止と根絶に努めるものです。

2 校内組織の設置

いじめを抱え込まず組織で対応できるよう、校内に以下の委員会を設置する。

(1) 児童支援委員会

学期に1回全職員で問題行動を有する児童や気になる児童、配慮が必要な児童についての情報交換を行い、生徒指導並びに特別支援教育の観点から現状や指導方法を話し合い、共通理解を図ります。なお、小規模校である本校の実態から、日常的な情報交換を大切にし、基本的には全職員ですべての事案を共有し対応するものとします。

(2) いじめ・不登校対策委員会

いじめ並びに不登校の対策や措置を実効的に行うために、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該担任による「(校内) いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

3 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

① 道德教育等の推進（道德的価値観の形成を図る道德教育の推進）

- ・ 考え議論する道德授業を要とし、教育活動全体で、善悪の判断、自立心や自律性、努力と強い意志、希望と勇気、規則を尊重する心を育成していきます。
- ・ 道德教育での学びが、友達に共感する心情や態度・判断力を高め、日常生活においていじめ防止の取り組みに主体的に関わる態度につながるようにします。
- ・ 道德の授業で、いじめに関する内容を取り扱い指導をします。

② 子どもの自主的活動の場の設定

- ・ 伝統的な縦割り活動や児童会活動、学級会活動を通して、望ましい集団活動を体験させ、人間関係を築く力を育みます。
- ・ 農業体験活動、職場体験活動、通学合宿など、地域の教育力を活かした体験的な学習活動を計画的に推進することで、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる心、社会性や規範意識などを培います。
- ・ 文化的な行事（音楽フェスティバル）や体育的行事（運動会やマラソン大会等）等を通して、互いに認め合い、一人一人が輝く場を設定します。

③ 人間関係づくりプログラムの活用

- ・ 「人間関係づくりプログラム」を通して、円滑な人間関係づくりを行うことができるスキルを理解し習得するとともに、ストレスに対して自分の中で適切に対処していくスキルを身につけられるように指導をしていきます。

④ 保護者や地域への啓発

- ・ 学校便りや保護者会などを通して、保護者や地域住民に対して学校のいじめに係る指導方針や取組を知らせ、理解と協力を求めます。
- ・ 引き続き携帯電話などの所持を原則禁止するよう保護者の協力を仰ぐとともに、インターネットの利便性や危険性、適切な情報リテラシーについての広報及び情報モラル教育（児童）を進めます。

⑤ 日常生活の中での指導

- ・ 休み時間や「池っ子タイム」の時間を使ってクラス遊びを行い、よりよい人間関係づくりをしていきます。
- ・ 正しい言葉遣いができていなかったり、友達をあだ名で呼んだりすること、遊びの中で叩いたり、蹴ったりすることが子どもたちの日常生活で見られます。これらも、いじめにつながります。言葉の誤った使い方や日常の生活の中での些細な暴力には、教師が毅然と指導をしていきます。

⑥ 教職員の資質向上

- ・全職員を対象に、いじめを含む生徒指導の問題や人権に関する校内研修を行い、いじめや人権に関する感覚の向上を図ります。（夏季休業中に実施）
- ・いじめを含む生徒指導の問題に全職員が共通理解して指導を行います。そのために「報連相用紙」を活用しながらスピード感ある対応をしていきます。
- ・職員会議や児童支援委員会で「基本方針」の活用を進めます。

（２）いじめの早期発見・早期対応

① 子どもの実態把握 ―変化に気づく・変化を伝える―

《いじめのサインを早期に発見する》

いじめを早期に発見するために、全職員で下記の「いじめの発見」について共通理解を持ち、日常的に注意深く児童を観察するとともに、あらゆる情報の収集に努めます。また、わずかな兆候や変化も軽視せず、その気づきを話題にできる教職員集団を目指します。

《いじめの発見》

■日常の観察

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・交友関係の変化 | ・体調や表情の変化 |
| ・服装の乱れや言葉遣いの変化 | ・欠席状況、遅刻や早退の状況 |
| ・持ち物の紛失や持ち物の変化 | ・金銭の使い方の変化 |
| ・保健室への来室回数の変化 | ・学習センターでの子どもたちの状況 |

■本人や保護者からの訴え

- ・定期的なアンケート調査の実施＜7月, 12月＞ ※学校評価とともに
- ・スクールカウンセラーによる全児童への面談や教育相談の充実など
- ・地域や保護者からの声が学校に届くように、「学校便り」や「学級だより」への保護者返信欄を設ける
- ・保護者面談での情報交換

■教師間の情報交換

- ・「気になる気づきは口にする、報告する、連絡する、相談する」を徹底

② 相談体制の整備 ―誰にでも―

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、「担任でなくても誰にでも相談できること」や「相談することの大切さ」を子どもに伝えていきます。
- ・わずかな子どもの変化を見逃さず、「何か変わったことはないかな」「悩み事はないかな」と声を掛け、相談へと導きます。
- ・いじめられている子どもや保護者からの訴えがあった場合は、話しやすい環境を整えた上で、親身になって共感的な傾聴を心掛けます。
- ・子どもや保護者の悩みや苦しみを受け止め、「学校（教師）が子どもを必ずいじめから守り抜く」という経営理念に基づく強い意志を伝えます。

- ・いじめられている子どもが自信や希望、自己肯定感を取り戻すよう励まします。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに管理職に報告するとともに、その日のうちに校内で情報を共有するようにします。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭による教育相談を活用します。
- ・地域からの窓口は教頭が行います。

③ 学校のいじめに対する措置 — 「さしすせそ」の対応（※最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に対応する） —

《初期対応》

- ・教員が気づいた、あるいは子どもや保護者から相談があったいじめについて、プライバシーに配慮しながら、被害と加害の二者関係だけでなく観衆・傍観者を含めた構造的な事実関係を速やかに把握します。
- ・事実関係の把握は、担任任せにせず、学校として組織的に行います。
- ・状況把握ができたなら、速やかにいじめ・不登校対策委員会を開催し、いじめを受けている子どもの立場で対処・対応について検討し、役割分担や指導方針を確認します。
- ・正確な事実関係について誠意をもって該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携して指導していくことを伝えます。
- ・指導が長引きそうなケースは、教育委員会に報告を行い、必要に応じて学校心理士、社会福祉士などの専門家の指導助言を依頼します。

《解決に向けた具体的な指導》

- ・いじめられていた子どもについては、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くことにまず全力を尽くします。友人関係に気を配りながら、その子どもの持っている良さや持ち味に気づかせ、自信を持たせるよう指導・援助していきます。活躍の場や機会を多く設定し、認め励まししながら、継続的な見守りと温かな人間関係づくりに努めます。
- ・いじめをしている加害児童には、「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢で臨みます。いじめの事実を確認した後、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づく支援を意図的・継続的に行うとともに、いじめをした児童の内面理解やいじめの背景にも目を向けながら、加害児童の心の安定のため継続的な観察と支援を行います。
- ・他の児童（観衆・傍観者）にも自分の問題として考えさせる場を提供し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるよう集団への働きかけを継続的行います。
- ・初期対応後もいじめた子どもの保護者、いじめられた保護者の双方に誠意ある対応を継続します。初期対応後の学校の様子について随時連絡するとともに、学校の現時点での対応について理解を求めながら、家庭における取組や配慮事項があれば依頼します。また、必要に応じて個別面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで相談

と連携を続けます。

④ 池小いじめ対応マニュアル<別表>…12頁参照

(3) 令和5年度 いじめ防止対策の年間計画(案)

	「児童支援委員会(児)」 & 「いじめ・不登校対策委員会(い)」	児童への働きかけ	保護者への働きかけ
1 学 期	○基本方針と防止対策に関わる共通理解・児童に関する情報交換 【4月児・職員会議】 ○児童に関する情報交換【6月(児)】 ○基本方針の点検 【6～8月学校評価】	○学級開き・縦割り活動スタート(ルールづくり・人間関係づくり)【学級活動・縦割り活動】 ○行事を通した人間関係づくり①(田植え・縦割り給食・運動会・ホテル合宿等) 【5～7月】 ○学校評価アンケート① 【7月】	○いじめ防止対策(概要)についての説明・啓発【学級懇談会】 ○保護者との情報交換 【4,5月保護者面談】 ○保護者との情報交換 【7月保護者面談】
2 学 期	○基本方針と防止対策に関わる共通理解を図る研修 【7月末職員会議】 ○児童に関する情報交換【10月(児)】	○行事を通した人間関係づくり②(稲刈り・JCサッカー大会等) 【9～10月】 ○行事を通した人間関係づくり③(職場体験・修学旅行・地区マラソン大会・餅つき等) 【11～12月】 ○学校評価アンケート② 【12月】	○保護者へのいじめ対策についての啓発 【2学期学級懇談】
3 学 期	○基本方針の点検と見直し 【1～2月学校評価・3月児】 ○次年度版基本方針作成 【3月生徒指導主任】	○行事を通した人間関係づくり④(音楽フェスティバル・6送会・卒業式等) 【2～3月】	

第3 重大事態への対処

1 重大事態のケース（重大事態とは、次のような場合を言います。）

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。（・子どもが自殺を企図した場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・精神性の疾患を発症した場合）
- (2) いじめにより児童が子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態ではない」と考えたとしても、重大な事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

☆重大事態であることの判断は、市教委の指導を受け校内いじめ対策委員会を開き、校長が行う。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は市教委に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

3 情報の提供

市教委又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう、市教委と学校は十分な連携を図った上で対応します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、静岡県こころの緊急支援チーム（静岡県精神保健福祉センター内）の助言を受けながら、慎重に対応します。

※WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を踏まえた報道に配慮するなど、報道の在り方に特段の注意（倫理観を持った取材等）を報道機関に要請します。